令和７年（フ）第８２号
福岡県田川郡福智町赤池139番地14、前住所福岡県飯塚市川島491番地２
破産者　ゴリラロッジこと　原田　龍次
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４３号
長崎県諫早市貝津町601番地11　ＭＯＤＥＲＮ　ＰＡＬＡＺＺＯ諫早Ｋａｉｚｕ　Ａ211号
破産者　深見つばさ
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第２９号
大分県日田市田島２丁目３番８号　ビクトリーヒダカ大原Ｂ201号、前住所大分県日田市大字三和29番地12
破産者　家永　美希
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

令和７年（フ）第６６９号
神奈川県平塚市紅谷町１２番２６号
破産者　株式会社レバンス
１　決定年月日　令和８年９月２９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　本手続において債権届出をした債権者はいない。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第５４５号
宮崎市大字本郷北方2508番地１―101号
破産者　株式会社フードストレージ
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１４９号
愛知県稲沢市松下二丁目７番14―401号
破産者　大西　　凱
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３０４号
北九州市小倉南区下吉田４丁目22番５号、前住所北九州市八幡西区藤田２丁目４番６―501号
破産者　下窄　千夏
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１６０号
茨城県高萩市大字島名2374番地の８
破産者　岡田　　勝
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第１９９１号
さいたま市緑区馬場２丁目５番地18　グランパレス弐番館202、破産手続開始決定時の住所さいたま市緑区大字中尾1650番地３
破産者　堀内　　洋
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１号
岡山市北区御津中牧1830番地２、住民票上の住所岡山市北区御津北野1079番地
破産者　則安　正文
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２号
岡山市北区御津中牧1830番地２、住民票上の住所岡山市北区御津北野1079番地
破産者　則安　恭子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１６号
岡山県真庭市宮地1202番地、開始決定時の住民票上の住所岡山県真庭市下方1239番地３
破産者　片山　希郎（旧姓　平内）
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第１３０５号
宮城県黒川郡大和町吉岡南一丁目22番地の９　パストラルハイツ106
破産者　織田　幸恵
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９７号
岐阜県郡上市大和町栗巣472番地１（開始決定時の住所）岐阜県安八郡安八町氷取255番地の７　ディアコート　ハピネス　103号室（前住所）岐阜市清759番地１　モアグレース岐阜南ゲートマークス201号
破産者　増田　京平
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
静岡県焼津市一色334番地の３
破産者　塚本　真希
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２号
鳥取県鳥取市賀露町南６丁目２番32号
破産者　松村　　進
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９１号
大分県宇佐市安心院町下毛1866番地の１、前住所大阪府寝屋川市黒原新町９番13―734号
破産者　生野　直史
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係